

# 第 2 次 劍淵町 行政改革大綱

(平成 17 年度 ~ 平成 21 年度)

劍 淵 町

## 目 次

1	剣淵町の行政改革に関するこれまでの取り組み .....	1
2	第2次行政改革大綱策定の必要性 .....	3
3	行政改革の基本的な方向 .....	4
4	行政改革推進の重点項目 .....	5
5	計画期間 .....	5
6	数値目標 .....	5
7	今後の進め方 .....	6
8	行政改革推進項目 .....	6
	(1) 効率的な行政運営の推進 .....	6
	(2) 時代に即応した組織・機構の見直し .....	7
	(3) 定員管理・給与の適正化 .....	7
	(4) 職員の意識改革と資質の向上 .....	8
	(5) 開かれた行政の推進 .....	8
	(6) 町民と行政による協働のまちづくりの推進 .....	9
	(7) 健全で計画的な財政運営の確保 .....	9
	(8) 第三セクターの見直し .....	10
	(9) 広域行政の推進 .....	10

## 1 剣淵町の行政改革に関するこれまでの取り組み

剣淵町の行政改革は、平成8年11月20日に制定した「剣淵町行政改革大綱」(平成9年度～13年度)を第1次行政改革と位置づけ推進してきました。

第1次行政改革は、事務事業の整理合理化、組織・機構の整理合理化、定員適正化計画の推進、公共施設の設置・管理運営、に重点を置いた改革で、今日の改革の基礎となっています。

この第1次行政改革がスタートした時期の地方交付税は比較的安定し、特に11年度の交付額は特別交付税を含め過去最高の約29億3,000万円に達したところです。

また、大綱の計画期間終了後の14年度から16年度までの3年間は、近隣市町村との合併に関する協議が本格的に行われたこともあり、実際には第1次に引き続く第2次の大綱策定には至りませんでした。しかし、この間においては市町村合併問題とともに、地方交付税の削減による財政的危機感が急浮上し、地方交付税に頼ってきた剣淵町の財政運営は極めて厳しいものとなってきました。このため、町は第1次行政改革に代わる大綱案の策定は行わなかったものの、これらに対する現実的な対応として別記に掲げるような内部行政改革に取組み、一定の成果を上げ今日に至ったところです。

今回取組む第2次行政改革は、このような背景、理由から大綱の策定を17年度に持ち越すことになりましたが、17年度においては、これまでの改革の方向と18年度以降の地方財政の状況及び町財政の推移、今後予定される市町村合併問題を十分に踏まえ、中長期的な財政計画のもとにさらに一步踏み込んだ簡素で効率的な行政運営を目指し改革を推進していくことにします。

(別記)

### 剣淵町の行政改革に係る取組状況

区分	実施年度	取 組 み 事 項
政内 改部 革行	平成7年度	・各種申請書等の押印省略(4月)
	平成8年度	・行政手続に関する要綱の制定(12月25日施行)
大綱に 基づく 第 一 次 行 政 改 革	平成9年度	・情報公開条例の制定(7月1日施行)
	平成10年度	・健康福祉課の新設(4月) ・開基100年記念事業実行委員会委員の一部一般公募の実施
	平成11年度	・住民基本台帳システム、印鑑登録システムの導入による事務処理の迅速化 ・議員定数の減少条例の制定(16人 14人 9月制定 次回一般選挙から適用) ・総合計画審議会委員の一部一般公募の実施(3月 4人) ・条例等の総合的見直しの実施

	<p>平成12年度</p> <p>平成13年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入役事務の助役兼掌と出納室の設置（10月1日）</li> <li>・各種行政委員会への議員就任禁止（原則禁止）</li> <li>・例規類集の用語等の整理統一実施</li> <li>・特殊勤務手当の整理縮小・管理職手当の引き下げ</li> <li>・課の統合等組織・機構の改革実施（4月9課6課に整理統合）</li> <li>・公務補業務の一部民間委託部分の拡大と公務補の減員（4月4人2人）</li> <li>・電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する規則の制定（12月1日施行）</li> <li>・退職者の不補充による職員数の減（3人）</li> <li>・各種健康診査手数料・パークゴルフ場使用料の有料化</li> <li>・補助金等の見直し実施</li> <li>・地域担当職員制度の導入</li> <li>・議員定数の減少</li> <li>・総合計画の進行管理制度の導入</li> <li>・行政区再編に係る字名改正・地番改正・住居表示基本計画の策定</li> </ul>
<p>内 部 行 政 改 革</p>	<p>平成14年度</p> <p>平成15年度</p> <p>平成16年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職者の不補充による職員数の減（5人）</li> <li>・管理職手当の引き下げ</li> <li>・旅費の部内日当の廃止及びその他日当の引き下げと往復割引切符の利用</li> <li>・生ごみ処理手数料の有料化</li> <li>・補助金等の見直し</li> <li>・敬老年金の縮小</li> <li>・各種委員定数の見直し</li> <li>・行政区再編に係る審議開始</li> <li>・内水面漁場管理委員会の廃止（15年3月）</li> <li>・退職者の不補充による職員数の減（1人）</li> <li>・寒冷地手当の特例加算の廃止</li> <li>・各種健康診査手数料の引き上げ</li> <li>・健康センター浴室使用料の有料化</li> <li>・補助金等の見直し</li> <li>・除雪業務の全面委託</li> <li>・町立診療所の医療業務の派遣職員化</li> <li>・住民基本台帳システムを中心とした各種電算のシステム化</li> <li>・情報提供システムを含む総合行政情報のシステム化</li> <li>・和寒町との合併協議会を設置し協議開始（16年1月）</li> <li>・行政区再編に関する審議会答申（16年3月）</li> <li>・退職者の不補充による職員数の減（1人）</li> <li>・58歳時での昇給停止</li> </ul>

	平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費の近隣市町村日当の廃止及び他の日当引き下げ</li> <li>・水道・下水道使用料の引き上げ</li> <li>・補助金等の見直し</li> <li>・総合案内窓口の設置</li> <li>・字名改正・地番改正・住居表示実施準備のための業務開始(10～3月)</li> <li>・行政区制度の廃止(12月)</li> <li>・自治会組織の発足(17年1月)</li> <li>・職員給与の口座振替導入(17年1月)</li> <li>・土地開発公社の解散(17年3月)</li> <li>・和寒町との合併協議会の廃止(17年3月)</li> </ul>
	平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職者の不補充による職員数の減(3人)</li> <li>・字名改正・地番改正・住居表示実施準備のための業務開始(4～11月)</li> <li>・一部機構改革の実施(企画課廃止、教委2課制 1課制)</li> <li>・診療所の入院の休止(4月から)と時間外、土日、休日診療の休止(6月から)による看護師の減員実施(2人)</li> <li>・超過勤務手当の縮減に向けた取り扱い基準の見直し</li> <li>・期末勤勉手当の役職段階別加算割合の見直し(17年4月)</li> <li>・管理職手当支給率の見直し(17年4月)</li> <li>・字名改正・地番改正・住居表示の実施(17年10月1日)</li> </ul>
行政改革次	平成17年度	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">行政改革大綱の見直し検討の開始</div> (7月)

## 2 第2次行政改革大綱策定の必要性

平成16年度において和寒町との合併を進めることができなかつた剣淵町は、国、地方を通じた厳しい財政状況の下で単独で生き残る道を選択しました。

しかし、15年度以降、主要財源である地方交付税の減額や基金残高の減少によって、財源となる独自の新たな歳入財源の確保は極めて困難な状況となりました。限られた財源でそれに見合う歳出規模を確保するためには、これまで以上に歳出経費のあらゆる分野で思い切った抑制・縮減・削減等を断行しなければ自治体としての役割は果たすことはできず、やがては自治体破綻という事態に追い込まれてしまいます。

このような町財政の苦しい現実と町の存亡を考えた場合、歳入財源の確保と歳出経費について現段階で徹底した見直しを断行し、財政基盤の立て直しを図ることがいま剣淵町に課せられた緊急かつ最重要課題です。

今日までの行政は、農業基盤の整備をはじめ、生活環境の整備、少子高齢化社会

に備えた福祉、保健、医療の充実、観光・教育文化の振興など、剣淵町が立ち遅れていた分野について全力を挙げて取り組んできました。その大部分は、町が財政負担し、住民負担の軽減を図ってきたところですが。しかし、地方財政がこのように厳しくなった今日、頼みとする地方交付税の削減はこれからもさらに大きく削減されることが予想されます。

今後はこれらの現状を捉え、これまでの歳出経費の概念や慣例にとらわれることなく、効率的でより効果的な歳出経費の縮減、削減を図っていかねばなりません。特にこれまで住民負担を求めてこなかった公共施設については、今後の維持管理経費を考えた場合、必要最小限の利用者負担、住民負担は避けられない状況となってきました。

特に人件費、扶助費、公債費の義務的経費、さらに補助費等については、一定の基準の下での削減は避けて通ることができない状況です。

国の厳しい財政状況や地域経済の状況を背景に、住民の厳しい視線は地方自治体の行政改革に注がれています。

こうした状況から、剣淵町の第2次行政改革は、事務事業の見直し、再編、整理、廃止、統合をはじめとして民間委託の推進、職員の定員管理の適正化、給与の適正化、歳出経費の縮減等について幅広く内部改革を中心として進めることとします。

これに関し、国は市町村に対し行政改革大綱の見直しと、大綱に基づく取り組みを集中的に実施するための「集中改革プラン」の策定とこれの住民公表を求めています。このため、本大綱では取り組むべき行政改革推進項目と計画年度を具体的に示すとともに、改革目標の数値化を図ることにし、本大綱を「新地方行政指針に基づく剣淵町集中改革プラン」として位置づけます。

### 3 行政改革の基本的な方向

年々、地方を取り巻く行財政環境は非常に厳しい状況にあり、特に地方分権の推進で住民の行政に対するニーズは多様化・高度化し、行政はこれらに的確に対応していくことが求められています。

このような中、剣淵町はこれまでも積極的に行政改革に取り組んできました。しかし、現下の国、地方を通じる財政悪化は著しく、その状況は小規模自治体ほど厳しいものとなっています。今後も自治体としての役割、機能を維持していくためには地方分権時代にふさわしい、簡素で効率的な行政システムを確立し、これまで以上に行政運営全般について厳しい見直しを図り、住民の立場に立って行政改革に取り組むことが必要になってきました。このため、時代に即した行政運営の構築に向けて、次の基本的な考えのもとに行政改革に取り組めます。

#### (1) 簡素化・効率化の推進

現下の町を取り巻く厳しい行財政の中で、限られた財源での行政運営と費用対効果を常に念頭に置き、住民福祉の向上に努めるとともに、情報化の推進を基調に事務事業の見直し、再編・整理、廃止・統合を積極的に進め、簡素で効率的・効果的な行政を推進します。

## (2) 住民サービスの向上

行政改革の推進に当たっては、既存の概念や慣例・枠組み、従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢で時代の変化及び厳しい町財政の現状に見合った住民サービスの向上に努めます。

## (3) 住民参加の促進と民間の活用

これからのまちづくりは、行政が主導するまちづくりではなく、住民と行政とが対等の立場で互いに果たすべき役割と責任を分担する協働のまちづくりを推進していきます。また、事務事業を効果的に推進していくためには経済効率や住民サービスの向上という視点から、民間の専門的な技術や能力などを十分に活用していくことも必要であり、行政責任を十分考慮しながら指定管理者制度の導入を含む民間委託の推進に努めます。

## (4) 安定的な財政運営への取り組み

地方交付税の削減で町財政の財源不足は深刻な事態に陥っています。今後は応分の住民負担も視野に入れた歳出経費の徹底した見直しを行って年度別財政収支を明確にし、より計画的で安定的な財政運営に努めます。

## 4 行政改革推進の重点項目

これからの行政運営に当たっては、これまで剣淵町が実施してきた行政改革の方向等を十分踏まえたうえで、前述の「行政改革の基本的な方向」に基づき、次の事項を行政改革推進の重点事項（以下「行政改革推進項目」という。）とします。

- (1) 効率的な行政運営の推進
- (2) 時代に即応した組織・機構の見直し
- (3) 定員管理・給与の適正化
- (4) 職員の意識改革と資質の向上
- (5) 開かれた行政の推進
- (6) 町民と行政とによる協働のまちづくりの推進
- (7) 健全で計画的な財政運営の確保
- (8) 第三セクターの見直し
- (9) 広域行政の推進

## 5 計画期間

第2次剣淵町行政改革大綱の計画期間は、平成17年度から平成21年度までの5か年とします。

## 6 数値目標

行政改革を計画的に着実に推進するため、別途「第2次剣淵町行政改革推進計画」（以下「推進計画」という。）において数値目標を設定し、改革を進めます。

## 7 今後の進め方

第2次剣淵町行政改革大綱は、剣淵町の自主自立に向けた行政改革の基本的な方向性を明らかにしたものであり、町議会をはじめ、住民の理解と協力を得ながら推進していきます。

### (1) 実施計画の策定

行政改革推進の事項に関しては、別途実施計画を作成し、具体的な実施項目や実施方法、改革目標を設定し、毎年度の予算編成等を通して改革を推進していきます。

また、実施計画は社会情勢の変化や町の行財政運営の状況に応じて毎年度見直しを行うこととします。

### (2) 計画の推進と改革内容の住民への公表

行政改革推進本部は、行政改革推進懇話会に対して行政改革の内容及びその進捗状況等を報告し、その推進について必要な助言等を受けるとともに、これを広く住民に公表して理解を得るものとします。

## 8 行政改革推進項目

### (1) 効率的な行政運営の推進

地方分権の時代を迎え、行政事務・事業は一層の効率化と透明性が要求されています。限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化、多様化する住民ニーズに的確に対応していくためには、既存の事務事業について、これまでの概念にとらわれることなく、緊急性、優先性、効率性等の観点から、常に検証を行い、見直しを行っていく必要があります。

さらに、行政として担わなければならない業務範囲に留意し、個々の取り組み内容や実施方法についても検討を行い、住民本位の効率性や満足度の向上に結びつく行財政運営を目指します。

#### 事務事業の見直し

事務事業については、これまでも見直しを行ってきたところですが、今後は毎年捻出できる極限られた財源の枠内で、時代のニーズに的確に対応した事務事業を執行するため、行政評価制度の導入を検討し、引き続き見直しを図ります。また、併せて事務事業の再編・整理、廃止・統合を進めます。

#### 民間委託の推進

従前から管理業務などで民間委託が可能な業務については、委託を進めてきたところですが、今後も財政運営上、さらに効率性を高める観点から委託が可能な業務については、積極的に民間委託を推進します。

#### 効率的な施設運営

既存の公共施設の有効活用を図るため、管理運営の合理化を推進します。特に住民サービスの向上と運営の効率化に留意し、指定管理者制度の導入をはじめ、民間事業者や住民等の協力者による管理運営も含め、利用者の立場に立った施設

の管理運営を進めます。

#### 公共事業のコスト縮減

公共事業のより効率的、効果的な執行を目指すため、計画又は設計段階でのコスト縮減に努め、これまで以上にコスト意識を持った事業執行に努めます。

### **(2) 時代に即応した組織・機構の見直し**

過疎化、少子高齢化、国際化、情報化等社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した行政サービスが展開できるよう、常に組織・機構の点検を行い、住民にわかりやすいスリムで効率的な行政組織の実現を目指します。

#### 役場組織・機構の見直し

新たな行政課題や住民の多様なニーズ、道からの事務・権限の移譲等に対応するために、その都度組織・機構全般の総点検と内部の分掌事務の点検を行い、実情に応じた組織・機構の見直しを推進します。

#### 委員会等の見直し

法令に基づかない委員会・協議会等について、設置効果や設置の目的、達成状況、存続の必要性などの検討を行い、整理統合に努めます。

### **(3) 定員管理・給与の適正化**

地方分権、行政需要、道からの事務・権限の移譲等により事務量の増加が見込まれる中、組織、機構の見直しにより職員数の抑制に努めるとともに、職員の適正配置に努めます。また、事務事業の再編等をはじめ、事務の集約化、適正な組織体制と人事配置、計画的な定員管理を推進します。

また、職員の給与については、国や他市町村の給与との均衡を考慮し、引き続き国の取扱いに準じた給与制度の適正な運用に努めます。

#### 計画的な定員管理

行政組織のスリム化と簡素化のための職員数の抑制、削減については、定員管理計画を見直し、行政サービスとのバランスに配慮しながら計画的に実施します。

#### 給与の見直し

給与制度については、国・道の取扱い状況及び人事院勧告、さらには町財政の状況を十分勘案した適正な給与額に見直すとともに、諸手当についても支給基準を精査し、見直しを図ります。

#### 福利厚生事業の点検・見直し

業務量の増大からくる精神的重圧で健康をそこなうケースが増えてきています。このため、職員に対する福利厚生事業について、点検・見直しを行い、適正な健康管理の下で福利厚生事業の推進を目指します。

#### 定員・給与等の状況の公表

定員・給与等の状況は公表が義務化されています。住民の関心が高い職員数や給与の状況等については、特に住民の理解が得られるよう透明性に心がけ、情報化に対応した公表を積極的に行うこととします。

#### **(4) 職員の意識改革と資質の向上**

深刻化する財源不足の中でより効率的な行政運営を推進していくためには、全職員が積極的に行政改革に取り組み、行政課題の解決に当たる必要があります。今後もさらに職員の意識改革に努め、行政改革に取り組みます。

また、住民ニーズの変化に即応した政策形成能力や新たな時代の流れに対応できる創造的能力を有する人材の育成と資質の向上を図るために、計画的な職員研修に努めます。

##### **職員の意識改革**

限られた財源の中で効率的な行政運営を推進するためには、職員一人ひとりがコスト意識、改革意識を持ち、あらゆる難題・課題に立ち向かっていく意識の醸成に努めます。

##### **研修の充実と資質向上**

職員の意識改革と合わせて、職員の資質の向上を図ることはより重要になっています。政策立案能力や創造的な政策づくりに対応できる人材を育成するため、自主研究グループに対する研修支援や職場における実務研修の実施など、より効果的な研修を計画的に推進します。

#### **(5) 開かれた行政の推進**

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、住民に対する説明責任がより重要になってきています。住民の町政への参加と理解を深めるため、これまで以上に行政情報の提供に努め、公正の確保と透明性の向上を図り、住民から信頼され開かれた行政を推進します。

また、行政改革の推進に当たっては、住民の理解と協力が重要であることから、行政改革の内容、推進状況等に関する情報について、広報活動を積極的に行い、住民との情報の共有を図ります。

##### **行政情報の積極的な公開と提供**

住民サービスの向上・開かれた行政を推進するため、インターネット等の情報通信手段を活用し、住民が必要とする情報の提供と住民が広く情報に接することができるよう地域情報化の推進に努めます。

##### **電子自治体の推進**

電子自治体の推進に当たっては、情報通信技術を利用した質の高い行政サービスを提供していくとともに、情報セキュリティに十分留意し、総合行政ネットワーク、住民基本台帳ネットワークシステムなどの利活用等に取り組みます。

特に町が取扱う主要な申請・届出等の手続きについての取り組みを推進し、電子自治体の構築に努めます。

##### **各種計画等の公表と進行管理**

事務事業の推進に当たっては、住民の理解と協力が必要です。このため、行政展開の基本となる各種計画の内容を公表するとともに、常に事務事業の進捗状況等に関する情報提供に努めます。

## **(6) 町民と行政とによる協働のまちづくりの推進**

剣淵町は平成 17 年 1 月から、従来の行政区制度を自治会制度へ移行し、新たな自治会組織で地域自治活動が展開されています。これを機に今後もさらに新たな形の住民参加、住民主体のまちづくり、地域づくりを積極的に進める必要があります。特に効率的な行政運営を進めるに当たっては、地域住民の理解と協力、そして住民参加による協働のまちづくりが求められています。

住民と行政とによる協働のまちづくりは、住民と行政とが対等な立場で良きパートナーとして連携し、それぞれの役割と責任を分担してまちづくりに取り組み、対話と信頼による協働のまちづくり実現を目指します。

### **政策形成等への住民参画**

住民と行政との協働によるまちづくり実現には、住民の行政への参画は不可欠であり、事業計画段階からの住民参画による意見反映など、政策形成等に向けた住民参画の方法を検討し、その推進に努めます。

### **意見交換の場の充実**

これまで行ってきた行政懇談会や町政モニター会議、各種懇談会など、既存の広聴制度を再検討し、住民との意見交換の場の充実を図ります。

## **(7) 健全で計画的な財政運営の確保**

厳しい財政状況下にあって安定した財政基盤を確立するためには、歳入・歳出の均衡を図るとともに、弾力性のある財政構造への転換を図る必要があります。そのためには施策・事務事業の全面的見直しやコスト意識の徹底を図り、歳入財源の確保や歳出経費の削減に努めるとともに、事務事業の減量化、効率化、民営化など、財政運営の構造改革に取り組みます。

### **使用料・手数料の見直しと歳入財源の確保**

受益と負担の公平確保と健全財政の維持のため、現使用料及び手数料について見直しを行います。

また、町税や住宅使用料・上下水道使用料等は納期内納入を徹底し、徴収率の向上を図るとともに、滞納者については納入者との公平を図る意味から滞納処分の強化に努めます。

このほか、町有地のうち、将来においても活用が困難な土地については、計画的かつ効果的な処分の方法を検討します。

### **歳出経費の節減合理化**

コスト意識を徹底し、歳出経費全般について徹底した見直しを行い、歳出経費の節減合理化を図るとともに、予算の厳正な執行を図ります。

特に補助金等については、効果的な運用を図るために統一した交付基準を設けるとともに、その縮減（削減）に努めます。

### **特別会計の見直しと健全化**

特別会計のうち、簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計については予算の厳正な執行を図るとともに、事業の効率化、経常経費の節減、料金の見直し

を行って一般会計からの繰入金の削減に努めます。

### 財政計画の作成

財源難の中で、時代や住民の多様な行政需要に応え、行政サービスの充実を図っていくためには自主財源の確保に努める必要があり、行財政運営のシステム化、財政のガイドラインの策定を急ぎ、財政計画を作成して中長期的な展望に立った計画的な財政運営を目指します。

また、債務負担行為限度額の上限額の設定をはじめ、国営、道営事業負担金の繰上償還等を実施して後年度への財政負担の軽減を図るとともに、基金の統廃合による効率的運用を図り、安定的、弾力的な財政運営に努めます。

### **(8) 第三セクターの見直し**

第三セクターは、その時代の要請に応じて設立され、町の行政施策と連携しながら、大きな役割を果たしてきました。経済環境の変化や指定管理者制度の導入に伴う影響などを踏まえ、その設立趣旨や役割、運営状況等に照らして、今後のあり方を再検討し、見直しを図ります。

### 第三セクターの経営体制の確立

町は第三セクターの経営改善のため、民間譲渡、完全民営化を視野に既存法人の見直しを行い、健全な経営体制の確立に努めます。また、住民に対し評価・監査機能の充実や経営状況等についての情報の公開に努めます。

### **(9) 広域行政の推進**

厳しい財政基盤の下で、町独自ですべての事務事業を行うことには限界があり、また効率性に欠ける行政展開となります。広域行政の推進は、自治体の効率的な行政運営に必要不可欠であり、そのためには生活圏を共有する近隣市町との合併が有効と考えられます。質の高い行政サービスを維持し向上させる観点から、合併による行財政基盤の強化は、小規模町村にとって避けて通ることのできない状況です。今後は、市町村合併特例法（新法）に基づく新たな枠組みを視野に近隣市町との合併を積極的に進めます。

また、市町村合併が実現するまでの間は、これまでどおり広域連携を推進します。既にゴミ処理の一部や消防・救急体制、介護認定審査などの生活関連事務に係る業務では広域連携により行われています。今後も効率的・効果的な行政運営を図るため、あらゆる分野で広域行政の検討を行います。